

## 北館の地域開放スペースの活用について

## 1 基本的な活用の方向性について

- 集客イベント及び小規模な会合など多目的に使えるホール
- 地域住民が気軽にスポーツなどを楽しめる体育施設

舞台等の必要最低限の設備以外は、体育館としての機能を活かすこととして、広く安佐北区民が利用できる施設とする。

## 2 想定される機能や具体的な活用メニューなどについて

機能等	活用メニュー	必要な対応・設備改修など
ホール機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神楽の上演</li> <li>・ コンサートの開催</li> <li>・ その他イベントの開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 舞台(パイプ椅子等の収納スペースとして隣接する空間の活用を検討)</li> <li>・ スピーカー等の音響設備の設置</li> <li>・ 防音工事(隣接する医療施設等への配慮)</li> </ul>
健康増進機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近な体育施設としてスポーツやレクリエーションに利用</li> </ul> <p style="text-align: center;">〔バドミントンコート2～3面、バレーボールコート1面、卓球8台*程度の利用が可能〕</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大規模な改修等を行わず対応可能と考えられる。</li> </ul>
コミュニティ機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議室</li> <li>・ 地産品の展示ギャラリー</li> <li>・ 事務所(地域活動に利用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 言語治療室検査等の小部屋を活用</li> </ul>
その他各種法令等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)</li> <li>・ 建築基準法</li> <li>・ 消防法 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エレベーター</li> <li>・ 排煙設備、消火設備、避難設備 など</li> </ul>

※ 卓球台の設置台数は、卓球台の周辺に2m ずつスペースを設けた場合の概数

### 3 今後の進め方

2に整理した機能や活用メニューの実現に向けて、財政的な負担も考慮しつつ、構造的にどのような対応や工夫が可能か、建築の専門家による精緻な検討を行い、地域開放スペースの具体的な整備計画を作成していきたい。

また、北館については、病院等の医療関係の機能と地域開放スペースであるコミュニティ機能に大きく分かれるが、配管・配電等の設備をはじめとして、構造体としては一体であること、建築確認などの行政手続きについては、北館全体として一括で行われることから、整備計画の作成に当たっては、今後進める北館に整備する病院などの設計や改修工事と歩調を合わせて進める必要がある。

そのため、平成31年度、若しくは北館に整備する病院の整備状況によっては、今年度から整備計画の作成や設計に着手する。